

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 令和7年度の地域別最低賃金改定 各都道府県の引上げ額・発効日に要注意



発効日：各都道府県による



法案 成立済 施行済



最低賃金法

8月上旬に中央最低賃金審議会が開催され、地域別最低賃金額改定の目安について右表の答申が公表された。今後の流れは、①：中央最低賃金審議会に取りまとめられた答申をもとに、各都道府県の地方最低賃金審議会ですらに審議され、都道府県労働局長に答申、②：①の答申後、異議申出に関する手続きを経て、各都道府県労働局長が正式な最低賃金額を決定、となっている。今年度は労使交渉の難航により答申が遅れている府県が散見されているほか、秋田では発効日を令和8年3月31日とするよう答申がなされるなど、各都道府県の最賃引上げ額・発効日が見通しにくい状況となっている。

最低賃金を下回る労働条件は最低賃金法違反となり、自動的に最低賃金まで引き上げられる。また、発効日までに賃金改定を行わず、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合、50万円以下の罰金に処されるおそれがある。

【参考：厚生労働省／令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html

【参考：東京労働局／報道発表資料】<https://jstke.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/002342028.pdf>

【各都道府県に適用される改定目安のランク】

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

2 2025年10月から教育訓練休暇給付金が創設



施行日：2025年10月



法案 成立済 施行済



雇用保険法

2025年10月から、教育訓練休暇給付金が創設される。教育訓練休暇給付金とは、雇用保険の被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得して仕事から離れる場合、その期間の生活保障として賃金の一定割合が支給されるものである。労働者の主体的な能力開発を支援する目的とされており、昨今のリスキングの流れを後押ししていると受け取れる。

なお、事業主が教育訓練休暇を導入したり、社員の取得希望に応じることは義務ではなく、労使双方が合意している場合に支給するものとされている。労働者にとってはメリットがある一方、事業主にとっては労働力確保における不確実性が高まるデメリットが生じる。制度導入にあたっては、社員のニーズおよび人材育成の観点と、労働力確保の観点を考慮しつつ、慎重に検討することが望ましい。

【参考：厚生労働省／教育訓練休暇給付金】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

支給申請の流れ

- 社員（被保険者）と事業主間で、教育訓練休暇期間や教育訓練内容等について合意形成する
- 事業主から事業所管轄のハローワークへ、賃金支払状況や休暇期間等を届ける
- ハローワークから社員へ、賃金支払い状況等の確認結果を通知する（事業主を経由）
- 社員が住居所管轄のハローワークに支給申請をする

【引用元：厚生労働省／教育訓練休暇給付金について】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001456056.pdf>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。